平成２６年（フ）第１４３号
神奈川県足柄上郡開成町宮台222番地１
破産者　松本　俊也
１　決定年月日　平成26年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４４号
神奈川県足柄上郡開成町宮台222番地１
破産者　松本　　舞
１　決定年月日　平成26年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１３５号
群馬県渋川市北橘町八崎506番地４
破産者　黒須　　正
１　決定年月日　平成26年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1064番地９
ク・ラージュ202
破産者　武井　寛幸
１　決定年月日　平成26年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９６号
沖縄県うるま市みどり町２丁目１番21号
破産者　具志堅　諒
１　決定年月日　平成26年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２５５４号
札幌市北区北31条西14丁目１番22号
破産者　世永　　修
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５５５号
札幌市北区北31条西14丁目１番22号
破産者　世永　香澄
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１９号
札幌市中央区南５条西27丁目２番11号　丸中ビル201号
破産者　竹田　潮美
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１２７号
札幌市白石区北郷４条２丁目15番15―301号
破産者　小野地史壮
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
宮城県気仙沼市塚沢202番地１、開始決定時の住所宮城県気仙沼市舘山２丁目３番46号
破産者　吉田　　満
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第１９号
宮城県気仙沼市舘山１丁目４番39号
破産者　高橋　和江
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第２０号
宮城県気仙沼市唐桑町馬場70番地３
破産者　小野寺康幸
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第２５２号
埼玉県入間市高倉２丁目５番18号　コンシェール高倉102
破産者　加藤　城平
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３８４号
埼玉県川越市大字久下戸3195番地５、前住所埼玉県春日部市豊町２丁目２番地10　セントリー春日部豊町405
破産者　川崎　誠子
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３８５号
埼玉県川越市大字久下戸3195番地５
破産者　吉田美由紀（旧姓川崎）
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４１号
神奈川県厚木市山際988番地３
破産者　山本　正治
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３０２号
新潟市西蒲区松野尾3044番地
破産者　佐藤　照子
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０３号
新潟市西蒲区松野尾3044番地
破産者　佐藤　利幸
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０３号
長野県上田市神畑乙127番地16　メゾン神畑103号
破産者　アライ自動車整備工場こと　荒井　幸男
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部